

議員提出議案第5号

公立小中学校における空調設備設置の導入促進に関する
意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会会議規則第13条第2項の規定に
基づき提出する。

平成30年9月7日

二宮町議会議長 二見泰弘 殿

提出者	二宮町議会議員	前田憲一郎
賛成者	同	桑原英俊
同	同	二宮節子
同	同	善波宣雄
同	同	野地洋正
同	同	柳川駅司

公立小中学校における空調設備設置の導入促進に関する意見書

今夏の記録的猛暑により、従前の対策では本年度に改正された学校保健安全法に基づく学校衛生基準で示されている「教室内の気温は17℃以上、28℃以下」の基準を満たすことが、当町においても近年困難となっている。適切な教育環境を確保するためには、空調設備（エアコン）を設置する必要がある、児童・生徒、保護者並びに学校関係者等から切実な声が相次いでいる。

しかしながら、空調設備設置・稼働には多大な費用負担が長年にわたり継続すること、これまで耐震・老朽化を優先してきた経緯からも、当町に限らず多くの自治体の財政規模により、学習環境に格差があってはならない。

よって、二宮町議会は国に対し、公立学校施設整備補助金の確保と国庫補助率の引き上げ及び拡大、リースで対応した場合にも交付金の対象とするよう要望する。神奈川県に対しては、児童・生徒の安全と義務教育環境における県内の格差を解消するため、下記事項の実現を強く要望する。

記

- 1 公立小中学校における空調設備設置に際し、補助制度を創設すること。
- 2 平成30年度予算における公立学校施設環境改善交付金予算を補正予算で確保した上で、学校施設への空調設備設置における国庫補助率を引き上げ、リースにも対応することに対し、国に要望書を提出すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月7日

提出先

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県中郡二宮町議会議長 二見泰弘